

§ 1 4 組合員でなくなったとき（死亡した場合を除く）

§ 1 4 の 1 組合員の資格喪失

《共済組合》

組合員（任期付職員・再任用職員（フルタイム）を含む。）が退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

組合員の資格を有する臨時的任用者の場合も、任用期間満了日の翌日から組合員の資格を喪失します。

なお、組合員が資格を喪失することによって、その被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。

※ 手続については、§ 7-021頁の「国民年金第3号被保険者資格喪失手続」を参照してください。

《県互助組合》

組合員が退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

また、他県、他の共済組合へ異動した場合も組合員の資格を喪失します。

§ 1 4 の 2 組合員でなくなったときの手続

1 組合員が退職したときの提出書類

《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合、退職した日が確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証を含む）
- (3) 特定疾病療養受療証（交付を受けている人のみ）
- (4) 高齢受給者証（交付を受けている人のみ）
- (5) 限度額適用認定証（交付を受けている人のみ）
- (6) 年金に関する書類（§ 14-002頁及び§ 14-020頁を参照）

《県互助組合》

- (1) 退会給付金請求書（§ 14-003頁参照）
- (2) 退職互助事業に関する書類（§ 14-003頁の「退職医療制度」を参照）

2 組合員の資格を有する臨時的任用職員（年金受給権者を除く）が組合員の資格を喪失したときの提出書類

《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（任用期間の短縮及び延長があった場合は、その日を確認できる書類を添付）（市町費負担職員の場合、退職した日が確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 退職届書（組合員期間が1か月以上ある人）

3 任期付職員（年金受給権者を除く）が組合員の資格を喪失したときの提出書類

《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（任用期間の短縮及び延長があった場合は、その日を確認できる書類を添付）（市町費負担職員の場合、退職した日を確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 退職届書

《県互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

4 年金受給権者（組合員の資格を有する臨時的任用職員，任期付職員，再任用職員を含む）が組合員の資格を喪失したときの提出書類

《共済組合》

- (1) 組合員異動報告（任用期間の短縮及び延長があった場合は、その日を確認できる書類を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 年金決定・改定請求書等（その都度，共済組合より送付します）

《県互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

5 他の共済組合へ転出したときの提出書類

《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合，退職（転出）した日を確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）
- (3) 組合員転出届書

《県互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

6 県外の公立学校等（他支部）へ転出したときの提出書類

《共済組合》

- (1) 組合員異動報告書（市町費負担職員の場合，退職（転出）した日を確認できる辞令の写し等を添付）
- (2) 組合員証（被扶養者証・特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証等を含む）は転出先の支部へ提出
- (3) 組合員転出届書

《県互助組合》

- ・ 退会給付金請求書（§14-003頁参照）

§ 14 の 3 退会給付金（特別退職給付金・特別返還金・生涯福祉給付金）

《県互助組合》

組合員が資格を喪失したときは、次の給付金が支給されます。

1 特別退職給付金（互運営規則第20条）

（1）支給額

組合員期間中に納入した一般掛金の総額相当額から家族療養費及びリフレッシュ厚生計画事業附加金相当額を控除した額（平成16年3月31日時点で算定した額）の9割

（2）請求書類

退会給付金請求書

（3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

詳しくは、§ 14-016頁の「退職医療制度」を参照してください。

※ 平成16年4月1日以降の加入者は、特別退職給付金の給付はありません。

2 特別返還金（互運営規則第50条，互組合員規則第11条）

（1）支給額

組合員期間中に納入した退職医療掛金（給料月額 \times 2/1,000）の総額に相当する額。

（2）請求書類

退会給付金請求書

（3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

3 生涯福祉給付金（互運営規則第21条，互組合員規則第11条）

（1）支給額

組合員期間中に納入した生涯福祉掛金（給料月額 \times 2/1,000）の総額に相当する額

（2）請求書類

退会給付金請求書

（3）その他

この給付金は、退職後、引き続いて退職医療組合員制度に加入するときは基準掛金に充当することができます。

§ 1 4 の 4 退職後の医療保険制度

組合員は、退職すると自動的に共済組合の組合員資格を喪失します。資格喪失後は、医療機関で組合員証等を使用することはできません。被扶養者についても同様です。

わが国では、国民皆保険制度をとっていますので、退職後もいずれかの保険制度に加入することになります。

1 退職後の医療保険

退職後に加入できる保険制度は、次の5種類のいずれかになります。

- ① 公立学校共済組合の一般組合員になる。(再任用(フルタイム)になったとき。)
- ② 再就職先の健康保険に加入する。
- ③ 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。
- ④ 国民健康保険に加入する。
- ⑤ 家族が加入する医療保険の被扶養者になる。

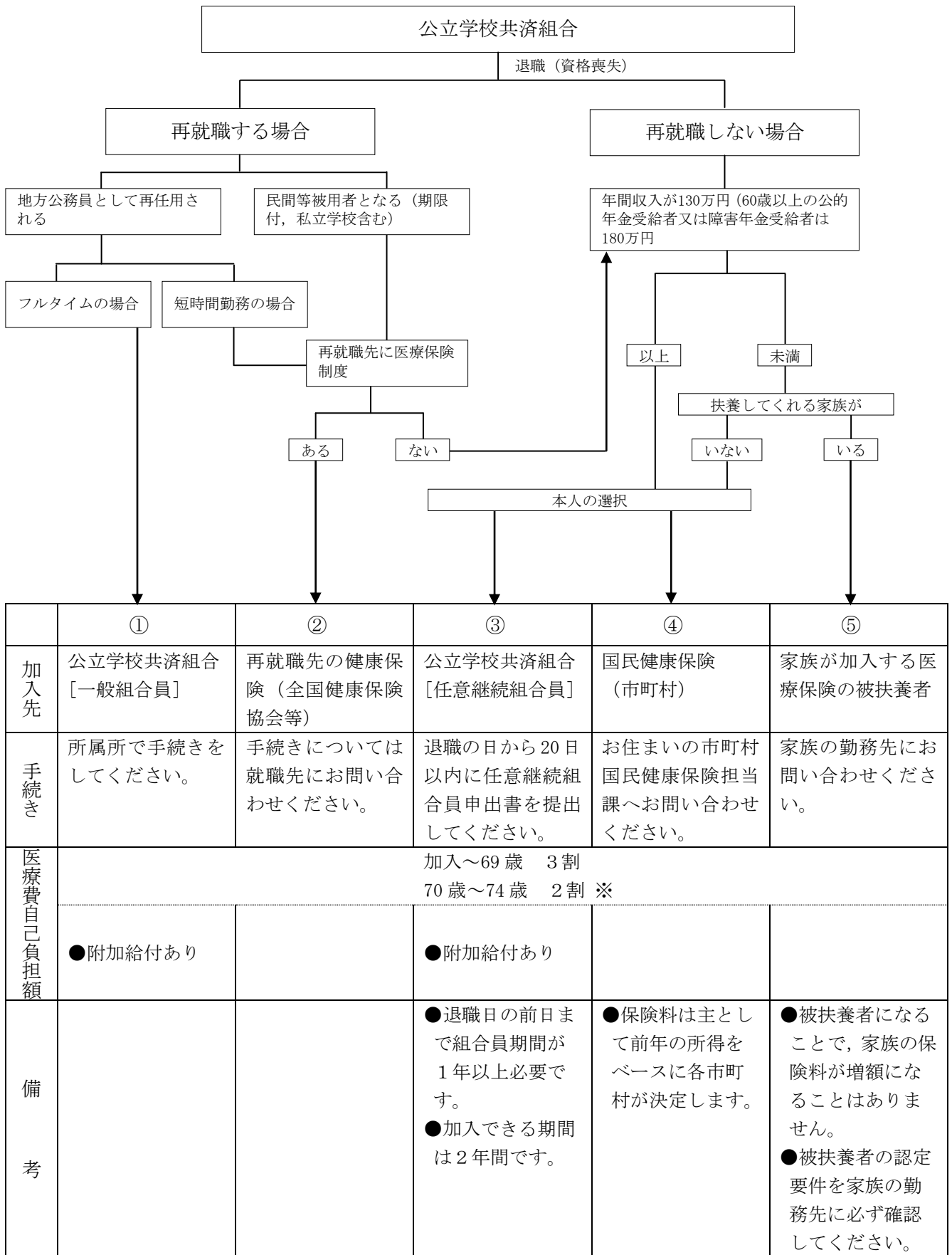
在職中は、加入手続や保険料の納付(給料からの控除)等勤務先の学校で行っていたものが、退職後は自分の責任で行うことになります。

退職後、自分の医療保険がどうなるか、次頁の図-1によって確かめましょう。

◆任意継続組合制度と国民健康保険の比較

	任意継続組合員	国民健康保険												
加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人	社会保険等に加入できない人すべてに加入の義務があります。												
加入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・退職後2年間 ・退職後、日を空けて加入することはできません。 ・途中で脱退はできますが、再加入はできません。 													
掛金	退職時の標準報酬月額を基礎として算出します。 ◇平成30年度 最高掛金額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>任継分</td> <td>424,104円</td> <td rowspan="2">計482,256円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>58,152円</td> </tr> </table>	任継分	424,104円	計482,256円	介護分	58,152円	前年の所得に応じて市町村が決定します。 ※ 退職した年は、高いことが多い ◇平成30年度の広島市最高額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医療分</td> <td>58万円</td> <td rowspan="3">計93万円</td> </tr> <tr> <td>支援分</td> <td>19万円</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>16万円</td> </tr> </table>	医療分	58万円	計93万円	支援分	19万円	介護分	16万円
任継分	424,104円	計482,256円												
介護分	58,152円													
医療分	58万円	計93万円												
支援分	19万円													
介護分	16万円													
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付のほか ・出産費, 埋葬料, 災害給付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付のほか ・出産育児一時金, 埋葬料 												
被扶養者の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・現職時に被扶養者であった人は、引き続き認定できます。 ただし、被扶養者の要件を欠くときは、喪失の手続が必要です。また、新たに被扶養者の要件を具備したときは、認定の手続が必要です。 ・被扶養者は保険料がかかりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入は個人単位(被扶養者の概念なし) ・保険料は増えます。(ただし、世帯割り制度等あり) 												

2 退職後の医療保険のしくみ (図-1)



※2割 (ただし、平成26年3月31日以前に70歳に達した者は1割)

§ 1 4 の 4 の (1) 退職後に加入する医療保険制度

退職した日の翌日から公立学校共済組合の組合員の資格がなくなります。

次は前頁 2 の「退職後の医療保険のしくみ」のうち、②～⑤についての概略です。

1 公立学校共済組合の任意継続組合員となる

退職の日の前日まで、引き続き 1 年以上組合員（注）であった人が、任意継続組合員となることを希望したときは、その旨を申し出て、掛金を払い込むことにより退職後 2 年間引き続き現職のときとほぼ同様な給付が受けられます。ただし、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は支給されません。また、任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金は支給されません。他に宿泊事業、医療事業及び支部長が認めた保健事業の利用ができます。

ただし、払込期日までに掛金を払い込まなければ、任意継続組合員の資格を喪失することになります。

また、任意継続組合員期間中においては、いつでも任意継続組合員でなくなることを希望することができます。

（注）組合員には、任期付職員・再任用職員（フルタイム）及び臨時的任用職員を含みます。

(1) 申 出

退職の日から 20 日以内に「任意継続組合員申出書」を広島支部に提出した人は、任意継続組合員の資格を取得します。

〈提出書類〉

・「任意継続組合員申出書」

※ 組合員証（被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証を含む）は、組合員異動報告書に添付してください。

※ 「任意継続組合員申出書」は、共済組合に請求してください。

(2) 掛金額

ア 掛金算定方法

掛金算定基礎額に掛金率を乗じて得た額が 1 か月の任意継続掛金額になります。

$$\text{掛金算定基礎額} \times \text{掛金率} = \text{掛金月額（円位未満切捨て）}$$

【掛金算定基礎額】

掛金算定基礎額は次の①と②のうち、いずれか低い額となります。

① 退職時の標準報酬月額※

② 公立学校共済組合員（任意継続組合員を除く。）の毎年度適用となる平均標準報酬月額（平成 30 年度については、平成 29 年 9 月 30 日の平均標準報酬月額 410,000 円を適用。）

※ 標準報酬月額とは、組合員が受ける報酬月額を「標準報酬等級表」に当てはめて決定された額。

【掛金率】

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	掛 金 率
任意継続掛金	1,000 分の 86.2
介護掛金（40 歳以上 65 歳未満）	1,000 分の 11.82

【最高限度掛金月額】（平成 30 年度：平均標準報酬月額を参考として算出）

任意継続掛金	$410,000 \times 0.0862 = 35,342$ 円
介護掛金（40 歳以上 65 歳未満）	$410,000 \times 0.01182 = 4,846$ 円
合 計	40,188 円

イ 掛金の払込方法

払込期限内に掛金の払込みがない場合は資格喪失となりますので、可能な限り、払込み方法は、下表 1～3 の口座振替としてくださるようお願いします。

払 込 方 法		口 座 振 替 日
1	毎月口座振替	毎月 22 日に、翌月分の掛金を自動振替します。 ただし、平成 30 年 4 月分及び 5 月分の 2 か月分は、同年 4 月 19 日に自動振替します。
2	年 1 回口座振替 （12 月前納）	平成 30 年 4 月 19 日に自動振替します。
3	年 2 回口座振替 （6 月前納）	1 回目は、平成 30 年 4 月 19 日、2 回目は同年 9 月 25 日に自動振替します。
4	毎月払込通知書	毎月末日までに、翌月分の掛金を振込依頼書により払い込む。

（注） 任意継続組合員申出書で指定された本人名義の預金口座から自動振替をしますが、振替日に引き落としができなかった場合は資格喪失となりますので、指定預金口座の残高には十分注意してください。

【掛金前納による割引制度】

掛金の払込み方法を年 1 回口座振替または年 2 回口座振替により前納する場合は、次のような割引が適用されます。

《掛金額の比較事例》（平成 30 年度：平均標準報酬月額 410,000 円を参考として算定）

掛金月額が最高の 40,188 円 $\left(\begin{array}{l} \text{任意継続掛金} \quad 35,342 \text{ 円} \\ \text{介護掛金} \quad \quad \quad 4,846 \text{ 円} \end{array} \right)$ の場合

区 分	割引額	納 付 年 額	
毎月払い	0 円	482,256 円	任意継続掛金 424,104 円 介護掛金 58,152 円
年 1 回払い	8,561 円	473,695 円	任意継続掛金 416,575 円 介護掛金 57,120 円
年 2 回払い	4,697 円	477,559 円	任意継続掛金 419,973 円 介護掛金 57,586 円

(3) 掛金の口座振替・給付金の振込指定金融機関

任意継続組合員の掛金の口座振替及び給付金の振込口座として指定できるのは、広島県内に本店のある次の指定金融機関の本人名義の口座のみですので、ご注意ください。

※ 振込手数料の都合上、可能な限り、広島銀行を指定いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

《指定金融機関》

普通銀行	広島、もみじ
信用金庫	広島、呉、しまなみ、広島みどり
信用組合	広島市、広島県、広島商銀、両備、備後
労働金庫	中国
農業協同組合	広島県内の農業協同組合

(4) 任意継続組合員証及び被扶養者証の交付

任意継続組合員申出書を提出することにより、新しく任意継続組合員証が交付されます。また、被扶養者がある場合は被扶養者証が交付されます。

(5) 被扶養者について

被扶養者の認定要件は、現職中と同様です。

退職時に被扶養者となっている人は、任意継続組合員申出書に記入してください。

ただし、その後の認定・取消しについては、被扶養者申告書に被扶養者証と必要書類を添付して、直接、広島支部へ提出してください。

(6) 諸給付の請求及びその手続

任意継続組合員となった人に係る諸給付の請求及び諸手続は、現職組合員の場合と同じ請求書、申告書を準用して取り扱います。所定の用紙は、広島支部ホームページからもダウンロードできます。なお、これらの書類は、直接、広島支部へ提出してください。

(7) 資格が喪失する場合

次に該当する場合は資格がなくなりますので、必ず事実発生日以降速やかに広島支部へ申し出てください。前納等で掛金の過払いがある場合は、後日過払い分をお返しします。

事由	資格喪失日	提出書類
(ア) 任意継続組合員期間（2年）が満了したとき	満了した日の翌日	○ 任意継続組合員証（被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証を含む）
(イ) 任意継続組合員が死亡したとき	死亡した日の翌日	〃
(ウ) 後期高齢者医療の被保険者等になったとき	被保険者となった日	〃
(エ) 任意継続掛金を払込期日までに払い込まなかったとき※	払込期日の属する月の翌月の初日	〃
(オ) 再就職により他の健康保険等の被保険者となったとき	被保険者となった日	○ 任意継続組合員証（被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証を含む） ○ 任意継続組合員資格喪失申出書（様式集 § 15-002 頁） ○ 新しく交付された健康保険証の写し等
(カ) 本人の意思により、任意継続組合員でなくなることを共済組合に申し出たとき (国民健康保険に加入する若しくは家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき)	広島支部がこの申出書を受理した日の属する月の翌月の初日	○ 任意継続組合員証（被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証を含む） ○ 任意継続組合員資格喪失申出書（様式集 § 15-002 頁）

※ 初めて払い込むべき任意継続掛金を、初回払込期日までに払い込まなかったときは、任意継続組合員にならなかったものとみなします。

(8) 掛金の所得税法上の取扱い

任意継続掛金及び介護掛金は、所得税法上で「社会保険料」として取り扱われ、生命保険料等と同様に収入金額から控除することができます。

この控除を受けるためには、税務署で確定申告をする必要があります。その申告の証拠書類となる任意継続掛金及び介護掛金に係る「収納証明書」を毎年1月末頃、広島支部から送付します。なお、再就職先の年末調整等で証明書が必要な場合は、別途送付しますので、広島支部経理貸付係までご連絡ください。

2 再就職先の医療保険制度に加入する

(1) 加入資格

就職したとき

(2) 給付内容

医療費は本人・被扶養者とも7割が給付されます。

ただし、義務教育就学前は8割、高齢受給者（70歳以上75歳未満）は7～9割が支給されます。

(注) 手続等詳しいことは、再就職先で確認してください。

3 国民健康保険に加入する

〈給付内容〉

医療費は本人・家族とも7割が給付されます。

ただし、義務教育就学前は8割、高齢受給者（70歳以上75歳未満）は7～9割が支給されます。

(注) 国民健康保険へ加入する場合、共済組合員の資格喪失証明書が必要です。必要とする場合は組合員異動報告書の備考欄「資格喪失証明書 要」に○を付してください。また、手続等の詳しいことは、住所地の市区町村の担当課で確認してください。

4 健康保険等の被扶養者となる

〈加入資格〉

家族が加入している健康保険等の被扶養者として認定されること。

(注) 認定要件及び手続については、家族が加入している健康保険等で確認してください。

§ 14 の 4 の (2) 退職後に受けることのできる短期給付

《共済組合》

組合員が一定の要件を備えて退職したときは、次の給付を受けることができます。

1 出産費

(1) 支給要件

1年以上組合員であった人が退職後6月以内に出産したときは、出産費が支給されます。
組合員の退職後に被扶養者が出産したときは、給付の対象になりません。

(2) 支給額

420,000円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は404,000円）が支給されます。

(3) 請求手続

「出産費請求書（様式第62号又は様式第62号の2）」を直接、広島支部へ提出してください。
※直接支払制度を利用した場合は、出産時に加入している健康保険の被扶養者証・国民健康保険の被扶養者証に併せて、共済組合が発行した資格喪失証明を医療機関に提示してください。

(4) その他

- ア 出産するまでの間に他の共済組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは支給されません。
- イ 出産費附加金は支給されません。
- ウ 任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職後6月以内」とあるのを「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して6月以内」に読み替えて適用されます。

2 埋葬料

(1) 支給要件

組合員が退職後3月以内に死亡したときは、埋葬料が支給されます。

(2) 支給額

50,000円

(3) 給付についての一般的事項

- ア 埋葬料は、死亡の当時被扶養者であった人に対して支給されます。なお、被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った人に対して上記の金額に相当する額の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が支給されます。
- イ 組合員であった人が資格喪失後死亡するまでの間、他の共済組合の組合員又は健康保険等

の被保険者となったときは支給されません。

ウ 埋葬料附加金は支給されません。

エ 任意継続組合員は、「組合員」とあるのを「任意継続組合員」、「退職した日」とあるのを「任意継続組合員の資格を喪失した日の前日」、「給料」とあるのを「任意継続掛金の標準となった額」にそれぞれ読み替えて適用されます。

オ 請求手続は、「埋葬料請求書（様式第63号・様式集 § 16-001頁）」を直接、広島支部に提出してください。

3 傷病手当金

(1) 支給要件

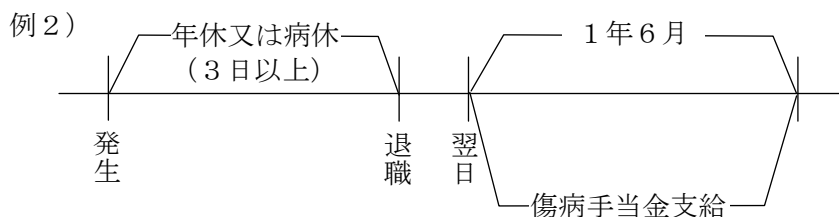
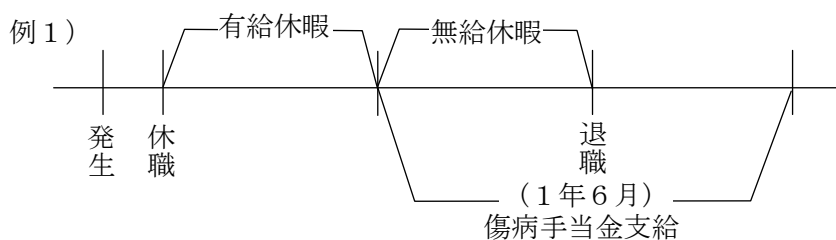
1年以上組合員であった人が在職中に公務によらない病気又は負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するときは、傷病手当金が支給されます。

① 退職した際に傷病手当金を受けていたとき。

② 退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬日額が給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき。

(2) 支給期間

勤務することができなくなった日以後3日を経過した日、又は傷病手当金の支給が始まった日から通算して1年6月間（結核性の病気は3年間）の範囲内です。



(3) 支給額（月額）

傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額

合計額×1/12×1/22＝平均標準報酬日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額(円未満四捨五入)

給付日額×支給日数(1か月単位)＝1か月の傷病手当金

(注) 退職した際にすでに傷病手当金を受給していたなど、支給開始日の属する月以前の継続した組合員期間が12月未満の場合については、§10-013頁の「療養・休職のため給料が支給されないとき」を参照してください。

<平成27年9月30日までに退職した場合>

給料月額×1/22＝給料日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

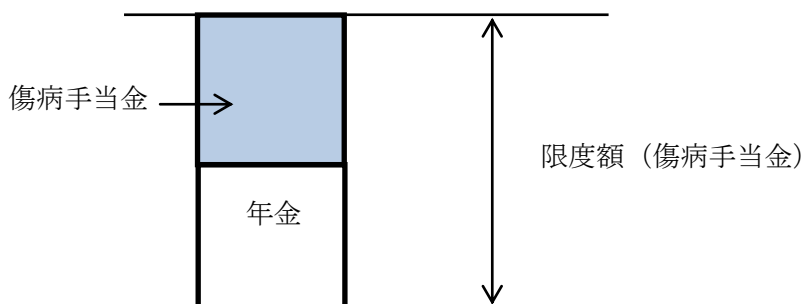
給料日額×2/3×1.25＝給付日額(円未満四捨五入)

給付日額×支給日数(1か月単位)＝1か月の傷病手当金

(4) 給付についての一般的事項

- ア 「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日(週休日)は算入されません。
- イ 傷病手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、取得日以後の期間についての給付は行われません。
- ウ 老齢厚生年金、障害厚生年金、障害基礎年金又は障害手当金等を受けることになったときは、給付の調整により傷病手当金の全部又は一部が支給されません。

※ 参考(年金が支給された場合)



(5) 請求に必要な書類

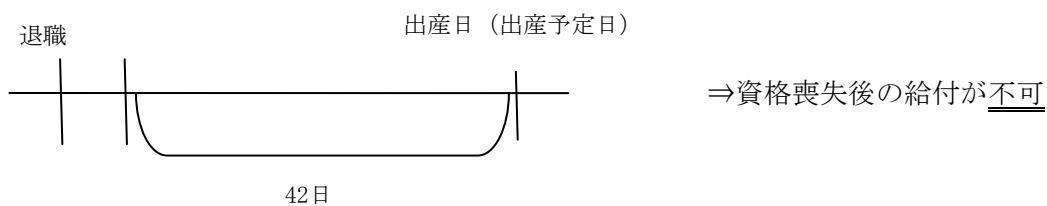
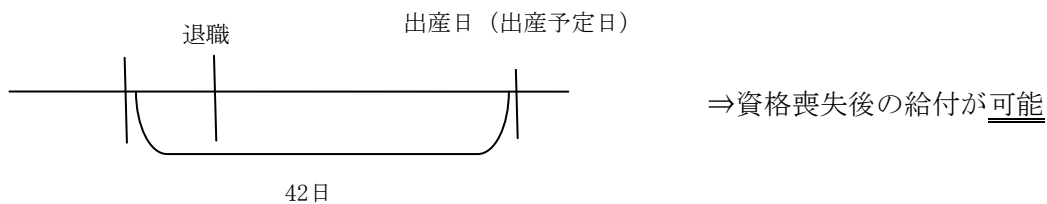
- ア 傷病手当金請求書
- イ 生活能力等についての医師の意見書(初回のみ)
- ウ 日常生活に関する申立書(初回のみ)
- エ 出勤簿の写し(初回のみ)

4 出産手当金

(1) 支給要件

1年以上組合員である者が、出産手当金を支給されたまま退職した場合、残っている支給期間については支給が可能です。

出産手当金を受ける権利を有していれば、実際に給料の調整などで出産手当金が支給されていない状態であっても構いません。つまり、次のとおり出産予定日または出産日の前42日以後に退職していることが条件となります。



(2) 支給期間及び支給額

勤務に服することができなかつた期間1日につき標準報酬日額の2/3に相当する金額を出産の（予定）日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの期間に対し支給します。

(算式)

<平成28年4月1日以降>

出産手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額
の合計額×1/12×1/22＝平均標準報酬日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

平均標準報酬日額×2/3＝給付日額(円未満四捨五入)

給付日額×支給日数(1か月単位)＝1か月の出産手当金

(注)・算定のもととなる標準報酬月額は退職した日のものとなります。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

<平成27年10月1日以降>

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

給料日額×2/3＝給付日額(円未満四捨五入)

給付日額×支給日数(1か月単位)＝1か月の出産手当金

(注)・算定のもととなる標準報酬月額は退職した日のものとなります。

・報酬の一部が支給される場合、支給額を調整します。

<平成27年9月30日まで>

給料月額×1/22＝給料日額

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切上げる)

給料日額×2/3×1.25＝給付日額(円未満四捨五入)

給付日額×支給日数(1か月単位)＝1か月の出産手当金

(注)給料の一部が支給される場合、支給額を調整します。

(3) 給付についての一般的事項

ア 「支給日数」には、勤務を要しないと定められている日(週休日)は算入されません。

イ 出産手当金の支給期間内に他の組合の組合員又は健康保険等の被保険者となったときは、取得日以後の期間についての給付は行われません。

ウ 請求手続は、「休業手当金・出産手当金請求書(様式第64号)」(様式集§10-013～022頁記入例参照)を直接、広島支部に提出してください。

§ 14 の 4 の (3) 退職医療制度

1 概要

この制度は、県互助組合員の退職後の医療給付をはじめとする諸給付や福祉事業を行い、生きがいのある豊かな生活の実現に寄与しようとするものです。

2 加入資格

- (1) 現職中に県互助組合員であり、退職日の翌日の年齢が45歳以上の人（互運営規則第45条）

3 加入手続

- (1) 退職医療組合員申出書の提出等（互運営規則第45条第2項）

退職日の翌日から起算して20日以内に、退職医療組合員申出書及び退会給付金請求書を提出し、指定された期日までに基準掛金を納入してください。

- (2) 基準掛金額（互運営規則第45条第2項）

次表により、退職日の翌日の年齢に応じた額が基準掛金額となります。

ただし、基準掛金には退会給付金を充当することができますので、実際に納入する金額は、基準掛金額から退会給付金を差し引いた額となります。

【平成28年度基準掛金額表】

年齢は、退職日の翌日の年齢となります。

年 齢	掛 金 額	年 齢	掛 金 額	年 齢	掛 金 額
45歳	1,731千円	54歳	1,057千円	63歳	497千円
46歳	1,656千円	55歳	983千円	64歳	442千円
47歳	1,584千円	56歳	917千円	65歳	389千円
48歳	1,514千円	57歳	853千円	66歳	328千円
49歳	1,447千円	58歳	791千円	67歳	269千円
50歳	1,382千円	59歳	732千円	68歳	212千円
51歳	1,297千円	60歳	675千円	69歳	156千円
52歳	1,214千円	61歳	614千円		
53歳	1,134千円	62歳	554千円		

- (3) 基準掛金の納入方法及び期日（互退職医療規程第3条）

退会給付金等が掛金額に満たない場合は、その不足額を事務局から後日送付する納付書で納入してください。

納入期日は、退職日の翌日から起算して60日以内です。

- (4) その他（互運営規則第45条第3項）

加入者は終身組合員になります。

4 給付事業

(1) 療養補助金 (㊦運営規則第46条第1項及び第2項)

退職医療組合員が病気又は負傷により保険医療機関等で療養を受けたときに支給されます。

ア 支給額

医療機関ごとに1か月の医療費総額の20%相当額 (最高限度額63,600円)

イ 支給期間

退職医療組合員となった日から70歳に達した日の属する年度の末日までの期間

(2) 死亡弔慰金 (㊦運営規則第47条)

退職医療組合員が死亡したとき、退職医療組合員であった期間に応じた死亡弔慰金とその遺族に支給されます。

<支給額>

退職医療組合員期間	金額	退職医療組合員期間	金額
1年未満	200千円	5年以上6年未満	100千円
1年以上2年未満	180	6年以上7年未満	80
2年以上3年未満	160	7年以上8年未満	60
3年以上4年未満	140	8年以上9年未満	40
4年以上5年未満	120	9年以上	20

(3) 慶祝金 (㊦運営規則第48条)

退職医療組合員が70歳、77歳、80歳、88歳、90歳及び99歳に達したときは、それぞれ慶祝金が支給されます。

<支給額>

年齢	金額
70歳 (古希)	10千円
77歳 (喜寿)	20
80歳 (傘寿)	30
88歳 (米寿)	50
90歳 (卒寿)	70
99歳 (白寿)	100

(4) 脱退一時金 (㊦運営規則第49条第1項及び第2項)

退職医療組合員が特別の事情 (注) により退職医療組合員でなくなることを申し出て、その申出が受理されて資格を喪失したときは、脱退一時金が支給されます。

(注) 現在「特別の事情」として認めているのは、海外移住するためのみです。

<支給額>

加入時に納入した基準掛金の2分の1を限度として退職医療組合員期間に応じた死亡弔慰金

の額（前記（2）死亡弔慰金の額を参照）

5 福祉事業（互）運営規則第52条）

（1） 1日人間ドック助成

1日人間ドックを実施し、1人につき17,000円を補助します。

実施会場

- ・広島市 広島赤十字・原爆病院・アルパーク検診クリニック・長崎病院ヘルスケアセンター
広島県地域保健医療推進機構・メディックス広島健診センター
グランドタワーメディカルコート・広島県環境保健協会
- ・呉市 呉市医師会病院
- ・三原市 三原市医師会病院
- ・尾道市 公立みつぎ総合病院
- ・福山市 中国中央病院・日本鋼管福山病院
- ・三次市 三次地区医療センター・市立三次中央病院（健診センター）

（2） 入院助成

引き続き7日以上入院された場合1日1,200円（1会計年度60日を限度）を助成します。

（3） 研修旅行

研修旅行を実施し、その費用の一部を補助します。

国内……4コース

（4） 広報紙の発行

「互助だより」で、各事業の案内をします。

§ 1 4 の 5 公的年金制度

本来の「老齢厚生年金」の支給開始年齢は、65歳からですが、60歳台前半に支給される特例の年金として、「特別支給の老齢厚生年金」があります。

1 年金の支給開始年齢

老齢厚生（退職共済）年金は、本来65歳から支給されますが、生年月日により「特例」として、65歳になる前（60歳から64歳の間）に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」が支給されます。（ただし、年金受給開始年齢は、下図のとおり生年月日によって異なります。）

なお、65歳からは、全国民共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」となりますが、これまでどおり共済組合が支給します。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和24年4月2日 ~	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等					退職共済（老齢厚生）年金
昭和28年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和28年4月2日 ~	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額
昭和29年10月1日						老齢基礎年金（国民年金）
	厚生年金に統合					
昭和29年10月2日 ~	特別支給の老齢厚生年金 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和30年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和30年4月2日 ~	特老厚 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和32年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和32年4月2日 ~	特老厚 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和34年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和34年4月2日 ~	特老厚 + 経過的職域加算額					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和36年4月1日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和36年4月2日	★ 公的年金制度に通算2.5年以上加入している者で、国民年金を除く被用保険者期間が、1年以上ある場合、生年月日に応じて支給開始					老齢厚生年金 + 経過的職域加算額 + 年金払い退職給付
以降						老齢基礎年金（国民年金）

2 年金の決定・支給

公務員等の老齢厚生年金については、最後に所属していた共済組合が裁定して支給します。

また、民間企業等の老齢厚生年金と全国民共通の国民年金（基礎年金）の裁定及び支給は、日本年金機構が行います。なお、被用者年金一元化後も現行どおり、原則、最後に所属していた共済組合が事務処理（裁定・支払）を行います。

3 年金の支給期

年金の支給期月は、毎年、偶数月（2・4・6・8・10・12月）の年6回で、原則、支給期月の15日（15日が土曜日の時は14日（金）、日曜日のときは13日（金））に「支給期月の前月までの2か月分」を支給します。（※ 初回支給日のみ、遅れる可能性があります。ご了承ください。）

<例> 昭和30年6月10日生まれの者の場合（支給開始年齢は、62歳。）

受給権発生日	平成29年6月9日（誕生日の前日）
年金支給期月	初回は、平成29年7月分を8月に支給。（次回支給期月は、平成29年8月、9月分を10月に支給。）なお、この時、再就職して厚生年金に加入している場合は、年金額との調整があります。

4 公的年金の種類（平成27年10月以降）

給付事由	年齢・要件など	厚生年金	国民年金
老齢	64歳まで	特別支給の老齢厚生年金	—
	65歳から	本来支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金
障害	重度	障害厚生年金	障害基礎年金
	軽度	障害手当金	—
(*)死亡	子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金
	子のいない配偶者	遺族厚生年金	—

(*) 遺族厚生年金の受給者となれる遺族は、組合員であった人が死亡した当時、その人によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。（妻以外には、年齢制限あり。）

5 老齢厚生年金について（共済組合に加入していた期間）

(1) 特別支給の老齢厚生年金（61歳から64歳まで）

(2) 本来支給の老齢厚生年金（65歳から）

「退職共済年金」は、被用者年金一元化により、年金の名称が「老齢厚生年金」となりましたが、年金額の計算方法や受給要件などは変更ありません。

退職共済年金と同様、老齢厚生年金も本来65歳から支給することになっていますが、当分の間、支給開始年齢から65歳になるまでの間は、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

昭和36年4月2日以降に生まれた人は、65歳から「本来支給の老齢厚生年金」と「老齢基礎年金（国民年金）」が支給されます。（男女共通）

6 老齢厚生年金を受給するための支給要件

● 特別支給の老齢厚生年金	◎ 本来支給の老齢厚生年金		
<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳以上65歳未満であること ● 組合員期間等が25年以上あること (※支給要件の特例があります。(下表)) ● 組合員期間が1年以上あること 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 65歳以上であること ◎ 組合員期間等が25年以上あること ◎ 組合員期間が <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">退職者は1年以上あること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">在職者は1年以上あること</td> </tr> </table> 	退職者は1年以上あること	在職者は1年以上あること
退職者は1年以上あること			
在職者は1年以上あること			

《注意》 上記「組合員期間等の受給資格」は、平成29年4月に「25年から10年に短縮」される予定。(※組合員期間は、年金制度上は、被保険者期間となる。)

※ 組合員期間とは・・・公務員として、共済組合法の適用があった期間。

※ 組合員期間等とは・・・上記の「組合員期間」に、私学共済や厚生年金、国民年金等、全ての公的年金制度の加入期間を合算した期間。

◆ 支給要件の生年月日による特例

下表の生年月日の者は、組合員期間、厚生年金等公的年金制度の期間（国民年金の期間を除く）が、右欄の期間以上であれば25年以上であるものとみなす経過措置がある。

生 年 月 日	支給要件の特例期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日 ～ 昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日 ～ 昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日 ～ 昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日	24年

7 退職等年金給付（年金払い退職給付）について（公務員等の年金：3階部分）

平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の組合員期間
経過的職域加算 (旧職域部分：3階部分)	退職等年金給付 (年金払い退職給付)
老齢厚生年金	
国民年金（基礎年金）	

8 再就職による年金の停止

退職後に再就職をした場合、所得金額や年金制度への加入の有無によっては、年金の全額又は一部が支給停止になることがあります。（遺族共済年金の受給者は除く。）

§ 14 の 6 離婚時の年金分割制度

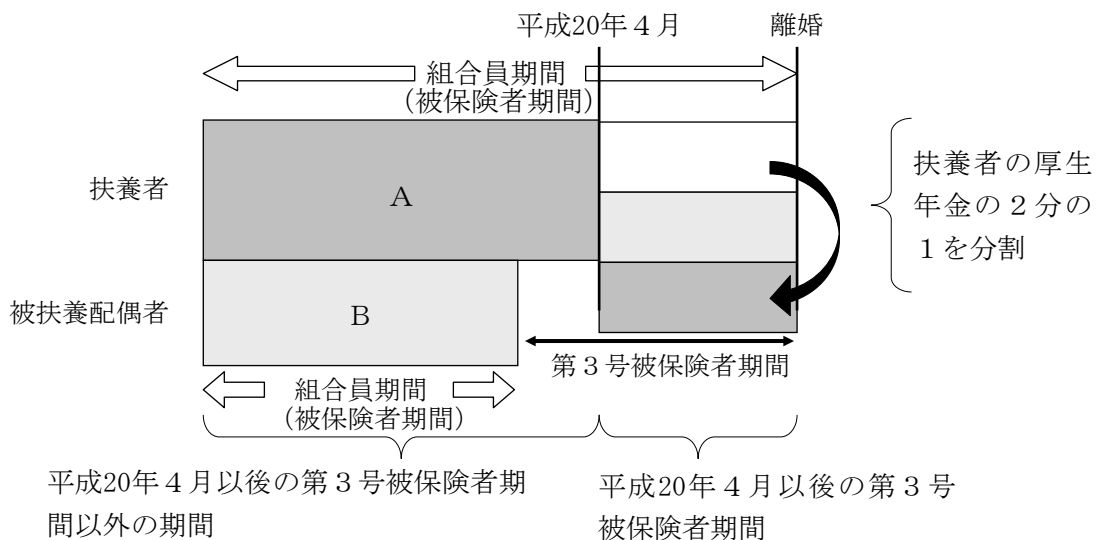
平成19年4月から「離婚時の年金分割制度」が、平成20年4月から「離婚時の第3号被保険者期間についての年金分割制度」が実施されることになりました。

(1) 離婚時の厚生年金の分割（平成19年4月から）

- 離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば婚姻期間についての厚生年金（共済年金を含む）を分割（当事者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限）することができます。
- 平成19年4月以降に成立した離婚を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象とします。
- 離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第3号被保険者期間（平成20年4月以降の期間）についての厚生年金の2分の1を分割することができます。

(2) 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割（平成20年4月から）

離婚した場合の老齢厚生年金の分割のイメージ



平成20年4月以後の第3号被保険者期間以外の期間
→当事者の同意又は裁判所の決定で双方の厚生年金を分割できる（被扶養配偶者の年金額はA+Bの1/2を限度（A>Bの場合））

《参考1》

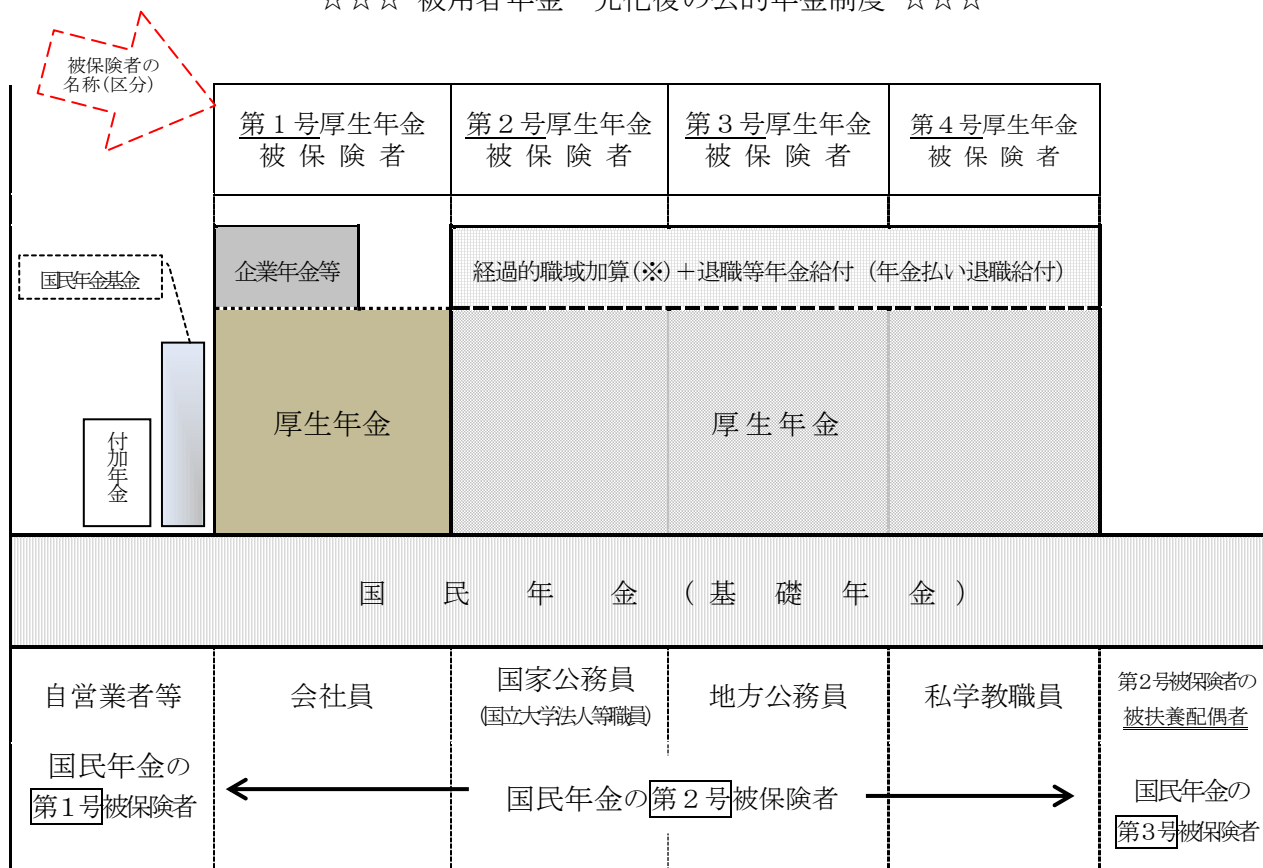
●被用者年金一元化による制度的な差異の解消（※①～⑤は、厚生年金に揃える。⑥は、存続。）

	厚生年金 (H27. 10から)	共済年金 (H27. 9まで)
① 被保険者の年齢制限	○ 70歳まで	○ 年齢制限なし（私学共済は、除く）
② 未支給年金の給付範囲	○ 死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は、兄弟姉妹、甥姪（*） （*）年金機能強化法施行後（H26. 4）に3親等内の親族に拡大された。	○ 遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）又は、遺族がないときは相続人
③ 老齢給付の在職支給停止	○ 老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・ 65歳まで （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ・ 65歳以降 （賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	○ 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金＋年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止 ※ 私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○ 退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 （賃金＋年金）が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
④ 障害給付の支給要件	○ 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）	○ 保険料納付要件なし
※障害給付の在職支給停止	なし	あり
⑤ 遺族年金の転給	○ 先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。）	○ 先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。 （例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。）
（経過措置） ※平成42年以降は、解消される経過的なものであり、それまでは、存続する。		
⑥ 女子の支給開始年齢【存続】	○ 60歳台前半の特別支給の厚生年金の支給開始年齢は、男子の5年遅れのスケジュール(S21. 4. 2以降生～)	○ 60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢は、男子と同じのスケジュール(S16. 4. 2以降生～)

※ 停止基準額28万円及び47万円は、賃金や物価の変動に応じて1万円単位で改定される。

《参考2》

☆☆☆ 被用者年金一元化後の公的年金制度 ☆☆☆



(※) 経過的職域加算とは、従来の「職域年金部分(3階部分)」に相当する年金のことをいう。

2 国民年金(基礎年金)の被保険者の種別

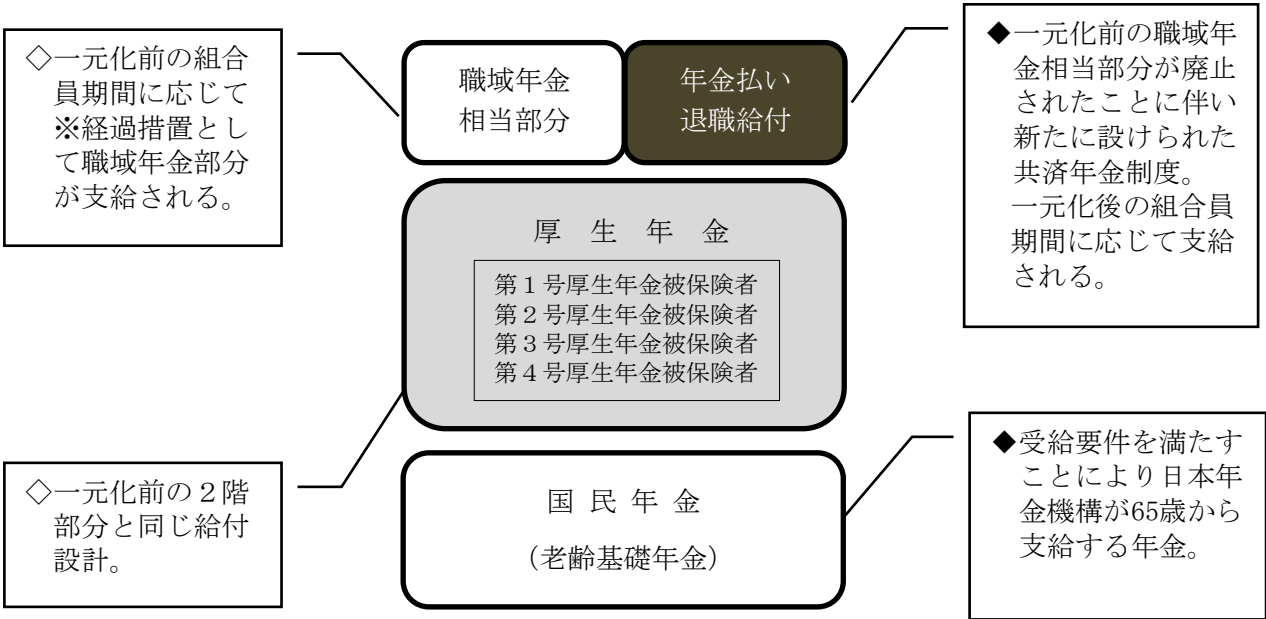
種別	対象者
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号及び第3号に該当しない人(保険料は本人が納付)
第2号被保険者	厚生年金の被保険者(65歳未満)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

3 厚生年金の被保険者の区分(平成27年10月以降)

民間被用者(会社員)	第1号厚生年金被保険者
国家公務員等(国立大学法人等職員)	第2号厚生年金被保険者
地方公務員等	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者

《参考3》

***** 被用者年金一元化後（平成27年10月以降）*****

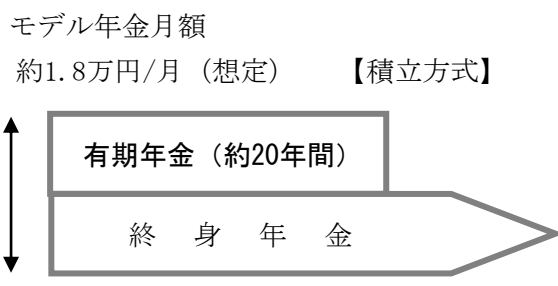


■ 職域年金廃止後の「退職等年金給付（年金払い退職給付）」

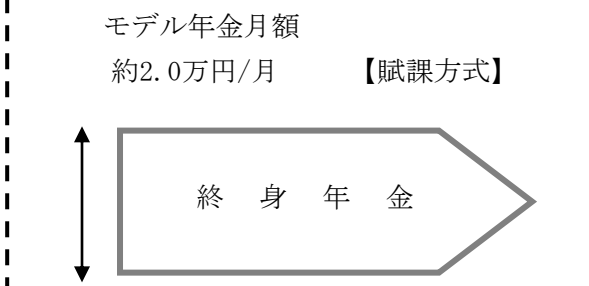
- 平成27年9月までに共済年金の受給権が生じた場合は、原則、この制度は適用になりません。
- 平成27年10月以降に共済年金の受給権が発生した場合にこの制度の適用となります。

- ・ 半分は有期年金，半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ支給可能））。
- ・ 有期年金は，10年又は，20年支給を選択（一時金の選択も可能）。
- ・ 本人死亡の場合は，終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- ・ 財政運営は，積立方式。給付設計はキャッシュ・バランス方式とし，保険料の追加拠出リスクを抑制。
 ※ キャッシュ・バランス方式は，年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより，給付債務と積立金のかい離を抑制したうえで，保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
- ・ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に，「公務障害年金・公務遺族年金」を支給。
- ・ 服務規律維持の観点から，現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- ・ 平成27年10月からの組合員期間について適用。

「年金払い退職給付」のイメージ



(参考) 現行の職域部分



※ モデル年金月額は，標準報酬月額 36 万円，40 年加入等一定の前提をおいて試算。

§ 14 の 7 公立学校共済組合『宿泊施設特別利用者証』の交付

共済組合では、組合員期間1か月以上で退職した人に『宿泊施設特別利用者証』（以下「利用者証」という。）を発行しています。このカードを提示すれば、退職後も現職組合員と同様に組合員料金で共済組合の宿泊施設が利用できます。

（１） 利用対象者

公立学校共済組合の年金受給者，退職届書を提出した人及びその家族（家族とは，被扶養者とそれ以外の配偶者，子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹をいう。）

（２） 利用できる施設

- ① 公立学校共済組合の直営宿泊施設
- ② 地方公務員等共済組合法に基づく各共済組合が経営する宿泊施設及び文部科学省共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の宿泊施設

（３） 申請手続・有効期限

- ① 退職届書と一緒に「宿泊施設特別利用者証交付申請書」（様式集 § 19-011頁）を提出してください。
- ② 申請書に基づき「利用者証」を発行します。
- ③ ただし、共済組合が行う退職説明会に出席された人は、その場で「利用者証」を発行します。
- ④ 「利用者証」は、本人、家族及び遺族も終身利用できます。

※ 任意継続組合員及びその家族の人は、「宿泊保養施設利用補助券」も併せて利用できます。

§ 19-017頁の「**§ 19**の6 宿泊保養施設の利用補助について」を参照してください。